

件名

農林中央金庫法の施行に關し定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣府}令第十六号）第九十七条第二項第十九号及び第三十八号の規定に基づき、農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年^{金融庁}農林水産省告示第十三号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準)</p> <p>第十条 規則第九十七条第二項第九号の農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 前二号に掲げる行為を行うに当たっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数(法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。第十三条第一項において同じ。)を超える議決権(法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第十三条第一項において同じ。)を取得し又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>〔条を削る。〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準)</p> <p>第十条 〔同上〕</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 前二号に掲げる行為を行うに当たっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数(法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。第十四条第一項において同じ。)を超える議決権(法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第十四条第一項において同じ。)を取得し又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(リース業務の範囲等)</p> <p>第十一条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務(以下「リース業務」という。)を営む会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務並びに当該リース業務を営む会社の子会社である同号に掲げる業務を営む会社(リース業務を営むものを除く。次項第一号において「リース物件売買</p>

等会社」という。)の同条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を営む他の会社を子会社としてしている場合における、リース会社集団(リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この項において同じ。)に属するそれぞれの会社になる規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団及び当該リース会社集団に係るリース物件売買等会社のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社(リース業務を廃止することとしている会社を除く。)における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

(金融関連業務)

第十二条 「同上」

「一〇六 同上」

(金融関連業務)

第十一条 規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。

「一〇六 略」

<p>七 リース業務（規則第九十七条第二項第十九号に規定する機械類その他の物件を使用させる業務をいう。以下この号において同じ。）のうち、自己又は自らを子会社とする農林中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、農林中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）</p> <p>八 「略」</p> <p>第十二条～第十五条 「略」</p>	<p>七 リース業務（自己又は自らを子会社とする農林中央金庫若しくはその子会社（自己を除く。）が営むものに限る。）に係る機械類その他の物件と同種の機械類その他の物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物件の保守、点検その他の管理を行う業務（自己がリース業務を営まない場合にあつては、農林中央金庫の子会社であるリース業務を営む会社（銀行を除く。）の子会社として営む場合に限る。）</p> <p>八 「同上」</p> <p>第十三条～第十六条 「同上」</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。